

令和 7 年度

与謝野町財政健全化審査
及び公営企業会計経営健全化審査意見書

与謝野町監査委員

8 与 監 第 2 1 号
令和8年8月27日

与謝野町長 佐 賀 利 裕 様

与謝野町監査委員 森 垣 剛

与謝野町監査委員 江 原 英 樹

令和7年度与謝野町財政健全化審査及び公営企業会計経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度与謝野町財政健全化比率及び公営企業会計資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度 与謝野町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を確認するとともに、関係課から説明を聴取し審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和 8 年 8 月 6 日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備考 (当町の比率)
①実質赤字比率	— %	— %	13.80 %	20.00 %	▲0.29 %
②連結実質赤字比率	—	—	18.80	30.00	▲10.20
③実質公債費比率	14.1	15.8	25.0	35.00	
④将来負担比率	61.3	75.7	350.0		

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされる（「—」と表示）。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和 7 年度の実質赤字比率は 0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質赤字比率は 0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率（3 か年平均）は 14.1%で、前年度から 1.7 ポイント改善した。早期健全化基準の 25.0%及び財政再生基準の 35.0%を下回っており問題のない値であるが、地方債（町債）発行に知

事の許可が必要となる「起債許可団体」の基準（18.0％）に近い数値である。また、令和6年度の実質公債費比率（15.8％）は、決算統計でみると府内市町村の中ではワースト1であった。

「与謝野町財政計画」で示している地方債発行を抑制する等の取組及び行政改革大綱を遵守した行財政施策を実行する必要がある。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、61.3％で早期健全化基準の 350.0％を大幅に下回っている。前年度から 14.4 ポイント改善している。

なお、令和6年度の将来負担比率（75.7％）は、決算統計でみると府内市町村の中ではワースト6であった。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認するとともに、関係課から説明を聴取し審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和 8 年 8 月 7 日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	% —	% —	% 20.0	% ▲127.3

※資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされる（「—」と表示）。

(2) 個別意見

実質的な資金不足はなく、資金不足比率も 0%以下になることから、経営健全化基準 20.0%を下回り良好である。なお、水道事業財務の短期流動性を示す流動比率は 100%以上が健全とされるが、129.9%（前年度 138.6%）であり、短期流動性は確保している。

しかしながら、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、69.12%（与謝野町各会計歳入歳出決算書及び基金運用状況審査意見書 P.15 に記載）と事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる 100%を下回っており留意が必要である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認するとともに、関係課から説明を聴取し審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和 8 年 8 月 7 日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	% —	% —	% 20.0	% ▲80.5

※資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされる（「—」と表示）。

(2) 個別意見

実質的な資金不足はなく、資金不足比率も 0% 以下になることから、経営健全化比率 20.0% を下回り良好である。なお、下水道事業財務の短期流動性を示す流動比率は 100% 以上が健全とされるが、44.8% (前年度 22.0%) であり、短期流動性は厳しい状況である。

下水道処理に係る費用に対して、下水道使用料でどの程度賄えているかを示す「経費回収率」は 66.7% (与謝野町各会計歳入歳出決算書及び基金運用状況審査意見書 P. 19 に記載) となっており、適正な使用料水準の設定による使用料収入の確保と汚水処理費の削減が必要である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。